

6月25日のフォーラム以降の動き

内田 雅敏

2005年6月25日（土）のフォーラム以降、同年7月7日自民党憲法起草委員会要綱が発表され、そして同年8月1日付で自民党新憲法第1次案が発表された。

前者はかなり復古色の強いものであり、とりわけ「前文」について「現行憲法に欠けている日本の国土、自然、歴史、文化など、国の生成発展についての記述を加え、国民が頼り得る前文とする」として、「・アジアの東の美しい島々からなるわが国は豊かな自然に恵まれ、国民は自然と共に生きる心を抱いてきたこと。・日本国民が多様な文化を受容して高い独自の文化を形成したこと。我々は多元的な価値を認め、和の精神をもって国の繁栄をはかり、国民統合の象徴たる天皇と共に歴史を刻んできたこと。・日本国民が先の大戦など幾多の試練、困難を克服し、力強く国を発展させてきたこと。」を「国の生成」として前文に盛り込むべきとした。

また、「『なぜ今、新憲法を制定するのか』という意義を前文で明らかにする。戦後60年の進展に応じて日本史上初めて国民みずから主体的に憲法を定めることを宣言する。」など、現行憲法が「占領憲法」であると言わんばかりの態度を示している。

確かに歴史的経過からすれば、現行憲法はその制定に際してはGHQ（連合国軍総司令部）の意向が強く反映していたことは否めない。しかし戦後60年（憲法施行後58年）を経る中で、現行憲法が日本国民の間で定着して来たことはこれまた歴史的事実であり、「占領憲法」云々は、それこそ「敗戦コンプレックス」「自虐史観」の極みであろう。

このような「要綱」を受けて発表される「新憲法第1次案」は、さぞかし復古的な内容のものとなるであろうと予測された。

しかし、実際に発表されたものは、その声高な主張をやや抑え気味のものであり、正直云っていささか意外な感がしないでもなかった。第1次案の要点は、憲法9条（戦争の放棄）、同96条（改憲手続）の改正に収斂されているように思われる。

前者について云えば、現行憲法第9条2項の「戦力の不保持、交戦権の否認」の削除、「自衛軍」の明記。「自衛軍は自衛のために必要な限度での活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和及び安全の確保のために国際的に協調して行われる活動並びに我が国の基本的な公共の秩序の維持のための活動を行うことができる。」など、自衛隊の国際的活動が強調されている。結局のところ、第9条の「改正」、自衛隊の海外活動（米軍との一体行動）の拡大・強化が米国からの要求であることからして避けることのできないということであろう。

96条（改憲手続）は、現行の衆参両議院の3分の2以上賛成による発議を過半数に緩和しよ

うとするものであり、今後憲法改正を容易しようとするものであろう。

もちろん問題点は9条、96条だけではない。第12条「(国民の)自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないよう自由を享受し、権利を行使する責務を負う。」とあるように、「国民の責務」を強調し「公共の福祉」に代って「公益」「公の秩序」という概念を持ち出し、国民の権利を制限しようとしている。明治憲法下における「臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ」という人権制限規定を連想してしまう。

司法についても問題がある。現行憲法第76条2項が「特別裁判所はこれを設置することができない。」としているのに対し、自民党案は「特別裁判所はこの憲法に特別の定めのある場合を除いては、設置することができない。」と変更し、3項を新設し、「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。」として、「軍法会議」への途を拓こうとしている。

戦前、非公開、拙速で、身内に甘い「軍法会議」が「5・15事件」「相澤事件」など、少壮軍人のテロを誘発し、遂には「2・26事件」を導きだしたことを思い起こすべきである。

9月11日の選挙で、小泉自民党が圧勝した。今後憲法制定の動きはますます加速されるであろう。そして11月の予定を前倒して10月中に発表されるという自民党の第2次案は、1次案以上に偏狭なナショナリズムに裏打ちされた、復古的・反人権的なものとなることが予測される。民主党の代表に改憲論者前原誠司氏が就任し、保守の側における「護憲」の重鎮、後藤田正晴氏も亡くなった。「改憲」を阻止する闘いはいよいよ正念場を迎えることになる。